

# 健全化判断比率と 資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が今年4月に一部施行され、平成19年度決算から『**実質赤字比率**』『**連結実質赤字比率**』『**実質公債費比率**』『**将来負担比率**』の4指標（健全化判断比率）と公営企業会計の『**資金不足比率**』について、監査委員の審査を受け、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になった場合は、自主的な改善努力による財政の健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられます。さらに、財政再生基準以上となった場合は、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられます。

また、公営企業会計も同様に、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。

## 【指標の内容】

### ●実質赤字比率

普通会計（福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計に、奨学金特別会計・公共用地取得事業特別会計を加えたもの）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが『**実質赤字比率**』です

津山市の実質収支は黒字であるため「-」と表示されます

### ●連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体としての財政運営の深刻度を示すのが『**連結実質赤字比率**』

津山市の連結実質収支は黒字であるため「-」と表示されます

### ●実質公債費比率

普通会計、特別会計などの借入金の返済額やこれらに準じる額のうち、普通会計で負担する額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが『**実質公債費比率**』です

### ●将来負担比率

普通会計の借入金残高だけでなく、将来支払っていく可能性のある負債などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すのが『**将来負担比率**』です

### ●資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが『**資金不足比率**』です

津山市はいずれの公営企業会計も資金の不足額がなく、資金不足比率が算定されないため「-」と表示されます

【健全化判断比率】

(単位:%)

指標名	津山市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.98	20.00
連結実質赤字比率	-	16.98	40.00
実質公債費比率	17.7	25.0	35.0
将来負担比率	172.1	350.0	

【資金不足比率】

(単位:%)

会計の名称	津山市の数値	経営健全化基準
津山市水道事業会計	-	20
津山市工業用水道事業会計	-	
簡易水道事業特別会計	-	
食肉処理センター特別会計	-	
下水道事業特別会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	
土地取得造成事業特別会計	-	

## 平成19年度決算

多くの地方自治体が今、財政難に直面しています。財政の破たん、それは北海道夕張市だけの問題ではありません。津山市の健全化判断比率と資金不足比率は次のとおり基準を超えている比率はありませんが、基金を取り崩すなど大変厳しい財政運営となっています。今後、地方交付税の減額や県の財政構造改革プランの影響などにより、財政状況は一段と厳しさを増すことが予想されます。